

「福岡県伝統的工芸品新商品開発事業」業務委託に係る
質問に対する回答について

仕様書・実施要領	質問内容	回答
仕様書 P.1 4 対象となる伝統的工芸品 産地について	今回選定されている3産地の選定理由はあるか。	本事業では、令和元年度からの3年間で、県内伝統的工芸品7産地において、各1品以上の商品を開発することを目標としております。 令和元年度に久留米絣と上野焼、令和2年度に博多織と小石原焼を対象とした新商品開発に取り組んでおり、令和3年度は博多人形、八女福島仏壇、八女提灯を対象としております。
仕様書 P.2 5(5) 広報事業	ホームページやSNS等でのPRやプレスリリースについて、本取組のための特設サイト等を設ける必要があるか。	広報事業の実施方法については、委託事業者からの提案を基に検討するものとしており、特設サイト設立等の義務付けはございません。
実施要領 P.1 3 予算規模	予算にはどこまでの費用を含むのか。 試作品制作費は含まれるか。	本予算には、試作品制作までに必要となる諸経費を費用として想定しております。 つきましては、試作品制作のための産地訪問に係る費用や材料費等についても、費用に含みます。